○厚生労働省告示第三百六十四号

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第十一条の規定に基づき、平成二十三年十月一日から平成二十四年九月三十日までの期間における同条に規定する区域及び面積を次のように定めるので、同条の規定により告示する。

平成二十三年九月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　けし耕作者

栽培区域	栽培面積
北海道名寄市	一・〇〇アール
岡山県美作市	二・〇〇アール

二　甲種研究栽培者

栽培区域	栽培面積
北海道名寄市	四・五〇アール
茨城県つくば市	三・五九アール
東京都小平市	一・五〇アール
神奈川県相模原市	〇・六四アール
長崎県長崎市	〇・一〇アール
鹿児島県熊毛郡中種子町	一・〇〇アール

○農林水産省告示第千八百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県西白河郡西郷村大字羽太字木落場一の一三から一の一七まで、一の六一、大字真船字小萱一〇三の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字小萱一〇三の一

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

間伐及び樹種	次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡鮫川村大字富田字彦次郎三八三、三八四、字反田一三四、大字赤坂東野字大石草一六四の一一八、一六四の一二〇、西白河郡西郷村大字米字椙山一四八の一

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県庁及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　福島県東白川郡鮫川村大字富田字反田二三四の一六、大字赤坂東野字内ヶ竜一七四の一、大字石井草字小名沢三六の一、三六の四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字反田二三四の一六、字内ヶ竜一七四の一・字小名沢三六の一・三六の四（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県庁及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県津山市加茂町原口字割岩一一〇八の二、一一〇八の四、一一〇八の五・一一〇八の六（以上二筆国有林）、一一〇八の七から一一〇八の一六まで、加茂町河井字桧尾三三五から三三七まで、三四〇の一、三四一、三四二の二から三四二の五まで、三四二の七、三四二の九、三四二の一二から三四二の一九まで、三四四の一から三四四の三まで、三四五から三四九まで、三五八の二、三五八の六、三五八の七、三五八の一二、字桧尾柿谷三四三

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び津山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年九月三十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　岡山県久米郡美咲町北字森谷二五八〇の一、吉ケ原字牛谷八六の二、八六の六、八七の一、八七の二、八七の五、八八の一、八八の二、八八の四、八九、九〇の二、九一の一、九一の二、字野々久保九二の二、字スゲノ田九三の四、字家ノ奥九六の二、九七の二、和田北字高蒼二二七、二二七の三、二二七の四、二二七の七、二三一の一、字ノボセ山五〇二の六、五〇二の七、五〇三、字大道上五〇八の二、五〇九、字愛宕山五一〇、五一〇の一四、五一〇の二四、字三扇一〇七六の二、一二九八、一二九九、一三〇〇の二、字平尾一二六一の二、一二六二の二、一二七三の二、一三〇四の二、字今イセ一三〇八、字道ノ先一三一〇の一、一三一〇の二、字キタウラ一三一一の二、一三一一の一七から一三一一の一九まで、一三一二の六から一三一二の八まで、一三一二の一二、一三一二の一三、字サカ谷一九八三の一から一九八三の五まで、字大山一九八四の二から一九八四の四まで、一九八四の一六、一九八四の一七、錦織字池ノ窪三六の二から三六の五まで、字天竺山三七、三八の一、四一の一、四二の二、四三、四四の一、四五、四六の一、一一二の一、一一七、字大山一一六の二、字雨乞岩一一九の二、一二〇の一、一二一の二、一二一の一、字漆峪三二六の二、三二六の八、三二六の九、三二七、字才ノ谷八〇四の二、八〇七、八〇八、八〇九の一から八〇九の三まで、字高塚八〇六、八一一の一から八一一の三まで、八一三の一、八一四の二、八一五から八一八まで、八二一九の一、字嵯峨山八二〇の一、八二〇の三、字大平二三八八の二、二三八八の一二、二三八八の一六、二三八九の一、二三九一の二、二三九一の二五、二三九一の二六、新見市哲多町田淵字大日向六八七の一（次の図に示す部分に限る。）、六八七の二から六八七の四まで、字高日名六八九の二、六八九の三、六八九の八、六八九の九、字大谷二六三〇の二、真庭市蒜山下和字植杉二二七四の五から二二七四の一二まで、二二七四の一五から二二七四の一八まで、二二七四の九三、二二七四の九四、二二七四の一〇五から二二七四の一〇七まで、苫田郡鏡野町富東谷字出合九四一の一、九四一の九から九四一の一六まで、九四三